

諮詢番号：令和7年度諮詢第1号（野審庁第5号）

答申番号：令和7年度答申第1号（野審会第2号）

答 申

第1. 審査会の結論

本件諮詢に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）を棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2. 事案の概要

本件は、野洲市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和7年1月7日付で行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による特別児童扶養手当認定請求に対する却下処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が、この処分により、審査請求人は法的権利又は利益を侵害されている等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

第3. 事実関係

1 関係法令等の定め

- (1) 法第3条第1項は、国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するときは、その父若しくは母に対し、特別児童扶養手当を支給する旨規定する。また、同法第2条第1項は、障害児とは、20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいうとし、同項は、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は政令で定めると規定する。
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）第1条第3項は、法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第3に定めるとおりとしており、別表第3は次のとおりである（ただし、視覚障害に関する部分のみ）。

1級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
----	---	---

2級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>(省略)</p> <p>15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p>
----	--

(3) 法第5条第1項は、特別児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、その支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならないとし、滋賀県においては、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条により、法第5条第1項の規定による受給資格及び手当額の認定は市が行うものとされている（ただし、基準を満たすかどうかの判定を滋賀県が行っている）。

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第1条は、法第5条の規定による特別児童扶養手当の受給資格についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児が法第2条第1項に規定する状態にあることに関する医師の診断書を添えて提出することを求めている。

(5) 特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について（昭和50年9月9日児発第576号厚生省児童家庭局長通知、令和3年12月24日障発1224第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知による改正後のもの、以下「通知」という。）の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」の別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」の第1節／眼の障害の「1 認定基準」には、施行令別表第3に定める障害の程度は次のとおりであると定められている。

障害の程度	障害の状態
1級	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
	一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2級	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
	一眼の視力が 0.08 、他眼の視力が手動弁以下のもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

2 処分の内容及び理由

処分庁においては、特別児童扶養手当の対象となる障害児（以下「本件児童」という。）の障害の状態について、審査請求人が特別児童扶養手当認定請求の際に提出した特別児童扶養手当認定診断書の記載から、視力障害について、右眼で 0.7 となっており、視力障害の基準（「両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの」「一眼の視力が 0.08 、他眼の視力が手動弁以下のもの」）に該当しないこと、視野障害について、視野検査は未施行となっており、認定基準に該当しないこと、身体の機能の障害が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものと判断できる具体的な記載がないことから、政令別表第 3 及び通知の別添 1 「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」に該当しないと判断し、本件処分を行った。

3 審理手続の経過

- (1) 令和 7 年 1 月 20 日 審査請求人は、本件処分に対する審査請求を行った。
- (2) 令和 7 年 2 月 27 日 審理員が指名された。
- (3) 令和 7 年 3 月 25 日 処分庁より弁明書が提出された（弁明書の副本及び証拠書類は、同月 28 日に提出された）。
- (4) 審理員は、審査請求人に対し、令和 7 年 3 月 31 日付け事務連絡により、同年 4 月 22 日までに反論書の提出を求めたが、提出されなかった。
- (5) 審理員は、審査請求人に対し、何度も架電するが応答がなかったことから、同人に對し、令和 7 年 5 月 12 日付け事務連絡により、再度、同年 6 月 2 日までに反論書等を提出するよう求めたが、提出されなかった。

(6) 令和7年7月4日 審理員は、処分庁及び審査請求人に対し、審理手続を終結する旨を通知した。

第4. 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人の処分庁に対する特別児童扶養手当認定請求については、処分庁によって、視覚障害の認定に関し、身体の機能の障害を判断できる根拠や特段の事情について具体的な記載がないことから、非該当と判断された。
- (2) しかし、本件児童は、滋賀県立小児保健医療センターに令和3年より眼、身体のリハビリのために通院しており、眼はまぶしさと左手で覆うため、定期的に経過受診をしていた。
- (3) したがって、審査請求人は、本件処分により、法的権利又は利益を侵害されている。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、審査請求人の特別児童扶養手当認定請求の後、本件児童の障害の状態について調査した結果、政令の別表第3及び通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」の別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」に該当しないため却下した。
- (2) 特別児童扶養手当認定診断書によると、視力障害については右眼0.7となっており、視力障害の基準（「両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの」「一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの」）に該当せず、視野障害については「視野検査は未施行」となっており、認定基準に該当しない。
- (3) また、特別児童扶養手当認定診断書によると、身体の機能の障害が、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものと判断できる具体的な記載はなく、2級と認定する特段の事情も認められない。
- (4) したがって、本件処分は適正である。

第5. 論点整理

本件処分は、特別児童扶養手当認定請求に対する却下処分であるから、本件においては、審査請求人の行った特別児童扶養手当認定請求について、本件児童の障害の状況が、法第2条第5項、政令第1条第3項、同別表第3に定められた基準（上記第3、1(2)参照）及びこれを受けた通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」の別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」の第1節／眼の障害の「1 認定基準」に定められた基準（上記第3、1(5)参照）を満たすかどうか、が問題となる。

第6. 審理員意見書の要旨

1 審理員が認定した事実

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、特別児童扶養手当認定請求を行い、その際、兵庫県立こども病院の医師作成の令和6年10月30日付け「特別児童扶養手当認定診断書」(以下「本件診断書」という。)を提出した。
- (2) 本件診断書には、障害の状態として、視力が右が裸眼で「0.7」であることが記載されており、現症時の日常生活活動能力としては「眼科的には支障なし」と記載されているほか、視野検査については「未施行」と記載されている。なお、「左眼球内容は除去後左視力は失明」と記載されている。
- (3) 滋賀県の診断書審査医師作成の令和6年12月23日付け「特別児童扶養手当診断調書」には、診断結果として「非該当」に○が付され、「片眼視力が0.7であり、認定基準には満たさない」(原文ママ)と記載されている。

2 論点に対する判断

- (1) 本件審査請求の論点は、上記第5記載のとおりである。
- (2) そこで、本件児童の障害の状況について見ると、本件診断書によれば、本件児童は、左眼については失明状態にあるものの、右眼が裸眼で0.7の視力があることからすると、政令別表第3及び通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」の別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」の第1節／眼の障害の「1 認定基準」に定められた、視力に関する基準を満たさない。
- (3) また、視野検査については未施行となっており、政令別表第3及び通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」の別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」の第1節／眼の障害の「1 認定基準」に定められた、視野に関する基準を満たさない。
- (4) さらに、日常生活活動能力については、眼科的に支障なしとされていることに加え、身体機能の障害について、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものと認定するに足る記載がないことからすると、政令別表第3及び通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」の別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」の第1節／眼の障害の「1 認定基準」に定められた、身体の障害に関する基準を満たさない。
- (5) そうすると、処分庁が審査請求人の特別児童扶養手当認定請求を却下した処分は違法または不当であるとはいえない。

3 結論

本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項第2号の規定により、棄却されるべきである。

第7. 審査庁の考え方

1 意見

本件審査請求については、棄却することが相当である。

2 理由

審理員意見書と同旨

第8. 調査審議の経過

審査会における調査審議の経過は、以下のとおりである。

年月日	処理内容
令和7年8月6日	審査庁からの諮問
令和7年9月10日	調査審議（第1回審査会）
令和7年10月7日	答申（第2回審査会）

第9. 審査会の判断の理由

1 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求については、審理員による審理手続が適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

(1) 本件処分の法令上の根拠について

法第3条第1項は、国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するときは、その父若しくは母に対し、特別児童扶養手当を支給する旨を規定し、また、同法第2条第1項は、障害児とは、20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいうとし、各等級の障害の状態は施行令別表第3に定めるとおりとしている（上記第3、1(5)参照）。

(2) 本件処分の妥当性について

本件児童の障害の状況について見ると、本件診断書によれば、右眼が裸眼で0.7の視力があることからすると、政令別表第3及び通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」の別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」の第1節／眼の障害の「1 認定基準」に定められた、視力に関する基準を満たさない。

また、視野検査については未施行となっており、政令別表第3及び通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」の別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」の第1節／眼の障害の「1 認定基準」に定められた、視野に関する基準を満たさない。

さらに、日常生活活動能力については、本件認定請求書に添付された医師の診断書によれば眼科的に支障なしとされていることに加え、身体機能の障害について、審査請求人は上記第4の1の(2)のとおり主張するだけで、上記視覚障害に関する認

定基準と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものと認定するに足る記載がないことからすると、政令別表第3及び通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」の別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」の第1節／眼の障害の「1 認定基準」に定められた、日常生活活動能力に関する基準を満たさない。

したがって、法令上の根拠が示す1級、2級の程度に該当するとは認められず、本件処分の取消を求める審査請求人の請求については、理由がない。

3 結論

以上のことから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

野洲市行政不服審査会

会長 野洲 和博

委員 藤原 俊介

委員 牛尾 洋也